

第16回八王子市まちづくり審議会

－会議録要旨－

平成27年3月25日
クリエイトホール 第7学習室

八王子市まちづくり審議会事務局

会 議 名	第16回八王子市まちづくり審議会
開催日時	平成27年 3 月25日（水曜日）午後 7 時～午後 7 時59分
開催場所	クリエイトホール 第 7 学習室
出席委員	野澤 康 委員 伊藤 史子 委員 饗庭 伸 委員 田中 泰慶 委員 中村 侑子 委員 岡本 栄二 委員 堀内 進一 委員 後藤 敏明 委員 中村 文子 委員
欠席委員	なし
市出席職員	なし
その他	なし
事 務 局	まちなみ景観課課長 長谷川 仁 まちなみ景観課主査 立川 昇 まちなみ景観課主査 久田 伸之
議 題	1 開会 2 議事 諮問第 2 号 地区まちづくり協議会等への支援のあり方について 3 閉会

公開・非公開の別	公開
傍 聴 人	なし
配付資料	〔配付資料〕 次第 諮問文の写し 資料 1 条例・規則（抜粋） 資料 2 八王子市地区まちづくり助成金交付要綱 参考資料 条例パンフレット 意見シート

〔午後 7 時 開会〕

会) : 会長発言

委) : 委員発言

事) : 事務局発言

・諮問第 2 号 地区まちづくり協議会等への支援のあり方について

会) 諮問事項についての説明をお願いします。

事) 本日は諮問第 2 号として、地区まちづくり協議会等への支援のあり方について、地区まちづくり推進条例第20条第 3 項にかかわる事項として、審議会の意見を求めたい。

内容は、地区まちづくり協議会等への支援のあり方について、地区まちづくり協議会の活動の継続を重視し、合意形成の進捗に応じて対応できるものとするため、より柔軟に支援が行われるように見直しをするにあたって、意見を求めたい。

諮問する理由として、条例は平成19年 1 月 1 日より施行し、平成22年12月に中町地区まちづくり協議会を条例に基づく協議会として認定した。その後、中町地区まちづくり協議会は地区まちづくり計画案の策定に向け、条例に基づく支援を活用して取り組みを進めてきている。経済的な支援については条例第18条第 1 項に基づき、予算の範囲内で地区まちづくり助成金交付要綱の規定に則って助成を行っている。支援の根拠自体は条例に置いている。

具体的な交付の仕組みについては要綱を定めて、その手続きにしたがって助成金を交付している。交付要綱では一の準備会について20万円、一の協議会について50万円を限度として、準備会に対しては通算 2 カ年度、協議会に対しては通算 3 カ年度を限度として助成することとしている。これは要綱をつくったときに準備会から協議会にかけて、概ね 5 年間の活動で地区内の合意形成を図り、地区まちづくり計画案として目標や方針、そのほか地区まちづくりルールをまとめて、市へ提案することを想定している。

しかしながら、中町地区まちづくり協議会では、協議会としての認定をした後、その他の地区のまちづくりの視察・勉強会、各種プロジェクトに取り組んで、まちづくりに関する勉強会や活動の輪を広げる取り組みをしてきたが、地区住民との、花街に対しての歴史や文化などに対する認識の違いなどから、合意形成に関して苦慮しつつも、活動を継続している。

また協議会活動の初期段階においては、協議会活動の熟度が高まっていないことや、地区住民の意向を十分に把握し切れていないことから、助成金限度額である50万円に見合う内容の取り組みには、初期の段階では至らなかったという状況にある。さらに、平成26年度で中町地区まちづくり協議会に対する助成金の支給が終了することで、地区内の合意形成に向けた協議会の活動の継続が課題となっている。

このように、中町地区まちづくり協議会の例では、地区まちづくり計画案をまとめるための合意形成については、個人間にある不信感や、思惑の違い、または歴史や文化などに対する認

識の違いなどが複雑に絡まった状況であり、想定された3年という期間では、地区まちづくり計画案についての合意を得ることが困難な状況にあった。

このことは中町地区に限らず、今後、協議会ができる可能性のある地区においても、その地区ごとに必要とされる時間や地区住民への対応が異なるものであると言えるので、協議会が地区住民と進める合意形成については、合意に至るために十分な地区住民間の信頼関係を築くことが必要であり、合意形成に向けた活動を本格的に始めるには、協議会の活動の期間を十分確保して、さらに協議会の活動の熟度に応じた支援を行うことが有効だと考えている。

さらに、条例では計画案を認定した後も地区まちづくり協議会が地区で継続することを想定しており、合意形成を進める過程で協議会が自立するための下地を築く必要がある。このことについては中町地区の事例から、市も認識を深めたところである。

このことから経済的な支援について、地区の実情に応じ柔軟に対応できるよう見直しを進めていくことが必要であると考えており、審議会の意見をうかがい、今まで、中町地区の実情等について報告した中で、今後の経済的な支援について、本日諮問させていただき、方向性についてご同意いただければと考えている。

会) ただいまの説明に対して質問あるいはご意見など発言をお願いします。

委) 中町の例でいくと、助成金は、単年度で見ると50万円、3カ年度で150万円助成できるのに、実際には150万円助成金を使わなかったということですか。

事) はい。

委) それは、使い切れなかったのですか。

事) 初年度に視察などには行っていたが、控えめに使っていたようで、以前の審議会でももう少し使ってもよいのではという指摘があり、翌年度から少しいイベント系の事業を充実したりして、50万近く使うようになった。

委) 問題は使い切るか使い切れないかというか、活動の中身とある程度リンクした部分が経費についてはあると思うので、期間と助成金の相関関係については、もう少し弾力的に何か考える必要がある。

委) この150万というのは、3カ年度で150万ということだが、これは単年度会計か。

事) 基本的に単年度会計のため、活動の内容に合わせて、必要な分だけ使っていただく。年度を区切らなければいけないということと、予算の範囲内で支給することになるので、事前に制度をお知らせした中で、時間が長いスパンで、取り組みも考えていただけるようになるのではと思っている。3カ年でまとめなさいというと、どうしても急いでやってしまうようなところもあるので、もう少し時間を持ったほうが良いと思っている。

会) 予算ベースの話で、年度初めに30万とって25万しか使わなかったら、その5万はなくなるのか、事務局は25万執行したと考えて、あと125万の権利がその協議会にはあると考えているのか、どちらか。

事) 今考えているのは、実際に使った額で確定をする。

会) 決算ベースで、単年度50万が限度で、トータル5年間で150万と考えていいですね。では、予算の段階で提示したものが余るという概念はないということですか。

委) まちづくりはお金と手間と時間がかかるのは当然ですので、本当に5年間でいいのかどうかというので、5年ではなくてももう少し長い期間支援する必要があると思う。

会) この諮問自体は、5年間にすることを同意してくださいとは言っていないので、今のはご意見として伺って、それは市に伝えるという形にしたいと思う。

委) 前回、中町地区まちづくり協議会の方が来られて、合意形成で苦勞されているとの話が出ましたが、そこにプランをつくっていただいて、予算を対応させるという発想にはできないか。そうすると今の5年でいいのか、場合によっては10年かもしれない。だから合意形成という難しさをどう捉えるかということから、予算に対応した何かプランが過去にはあったのか。それとも今のところは、何とか進めていくしかないということか。

事) 活動を継続していることが成果な部分がある。中町については、いずれ組織としては自立していただき、今年度はマップを使って、まちの魅力を発信していこうと考えている。マップの図の中には、ここに黒塀がありますとか、建物がありますなどと案内していて、まちの状況が変わっていけば順次改訂して、まちの変化をどんどん盛り込んでいこうとしてつくりました。これを地域の商店街などに置いていただき、活動を支援していただくことで、できれば広告費のような形で活動資金を確保していくことを来年度やっていこうと話をしている。来年度はそういった広告費用等を得て、会場費やいろいろなプロジェクトに取り組んでいこうと考えている。

委) そういうものが必要と思うし、黒塀だけの部分ではない、中町の歴史があるのではないかな。そういう団体との連携や、地域から広告費用等をもらって、地域の人に知ってもらうことは進めていただきたい。その努力の一端が見えて安心したが、この間は、苦勞されている状況しか見えなくて、心配していた。

事) 現在、八王子では第8次行財政改革大綱の中で補助金制度の見直しがあり、効果の検証を進めている。一方で、自立した地域の組織づくり、担い手の支援の強化も進めていて、協議会が計画案を提案できなかったからといって、成果はゼロと見られてしまうのは、所管としても本意ではない。これまでの審議会でも、協議会の活動にいろいろとアドバイスをいただいて、協議会が活動を継続してきたことは成果であると捉えている。審議会からも成果の捉え方についての同意をいただければ、補助金制度の見直しの中でも、そういった評価ではないということとを説明していけると思う。

委) 話を戻すようですが、条例第8条の3あたりですか、地区住民との半数以上の同意があるという規定がある。今回の経緯を見ていると、どのくらいの合意があって、スタートしたのがよく見えないため、合意はどうなっていたのか。つまり合意不足がその後の異論につながって

いる可能性はあったのか。

また今後、同意が得られそうかというのも気になる。みんな納得して、住民の多数が同意するということになるのか、もう1点は、この中町の経緯というのは、今後まちづくりに関していろいろな実践例が出てくるとして、特殊例と見るべきなのか、それともどこのまちでも起こり得る可能性があるから、ここできちんと審議をしたほうがいいという性格のものなのか。

会) 条例第8条の3ですが、この半数以上というのはプランを策定して認定を受けるのに必要な要件なので、協議会をつくる要件ではない。

事) 協議会をつくる要件は3分の1です。

会) 3分の1は超えていたわけですね。

委) 提案のときは半分以上で、さらに土地利用規制をするのであれば、3分の2以上ですね。

事) 段階的に支援していこうという考え方があり、まず準備会になるには5人以上集めてくださいとお願いしている。八王子の条例は準備会から経済的な支援や、アドバイザーのあっ旋などの支援をしていく。他市の条例では、協議会から支援をするところもあるが、八王子の条例を制定したときには、発意の状態から徐々に育っていく部分を市として支援していく方がいいと、まず5人集めて、その後、区域内の3分の1以上の支持を得てくださいとしている。これは、3分の2以上の方がこの活動はだめ、協議会は認めないということがなければ、その3分の1以上で活動を進めてもらい、地区内の過半数の同意を得ると計画案の提案ができるということになっている。

委) 清川町でしたか。以前取り下げたというのがあり、経緯がよくわからないが、最初の立ち上げの段階はなかなか難しいという印象を持っている。それで合意をどう取りつけていくかは、中町の事例からくみ取るべき教訓はあるとは思いますが、例えば花街ということで抵抗があるということも前回伺ったので、特殊と見るべきか、こういうことはどこにでも起こり得ると見るべきか、というところである。

委) 関連ですが、要は準備会にじっくり時間をかけ、協議会の本来の目的である地区まちづくり計画をつくるための組織だという合意のもとに協議会ができていたらもう少しスムーズに行くのではないかと思う。合意が難しかったから、マップをつくり、地区のよさをもう一度再確認ということは、実はまちのことを知るという準備会で本来やっておくべき内容に、戻らなければいけないような状況が生じたという読み方もできるので、その額を増やすことに賛成ですし、期間的に延ばすということも賛成ですが、それを協議会として延ばすということなのか、準備会の期間を延ばすということなのか考えた方がいい。もしくは、それぞれの地区の状況に応じて、一律に準備会はそのままで、協議会は可変的にしたほうがいいのかもしれないということを、おそらく言いたいのかと思うと、そういう考えに同感する。

委) 準備会の20万というのは、2年度で総額40万ですか。資料の例の1から例の6までというのは、協議会としての予算額150万の枠ですね。ですから今議論しているのは準備会を含めた

議論ではなく、協議会の3年、150万というのを5年にして、1年目からどういうふうに助成をしていくか、そういうことの提案ではないかと思うが、違いますか。

事) 年数とか金額は別として、準備会は基本的に2カ年度の登録期間を規則で定めている。延長の申請があればさらに2カ年度延長できるということで、通算4カ年度の中で協議会になるための組織づくりをやっていただくことを条例の中では想定している。また、そのうちの3カ年度助成ができると要綱で定めているので、通算4カ年度の中に協議会に行くためのステップを踏みましょうというところが、条例規則の考え方になる。

協議会について助成の期間や金額を、もう少し柔軟にしたほうがいいのは、やはり合意形成を進める組織として協議会があると考えているので、そこには想定もしないようなことが起きてくることもあるだろうから、一律に切るよりも、ある程度の期間を持った中で、助成金として面倒を見てあげたほうがいいのではと考えている。

委) 準備会も、協議会も含めてそのスパンを考えてもいいのか。

事) いいえ、事務局側では協議会を長く見てあげたほうがいいと考えている。

委) 事務局にお伺いしたいが、これから先いろいろな会が発足するだろうと予測する上で、準備会から始まり協議会に移行して、一つの団体、組織として活動を継続していくのが目的で条例をつくられたと思うが、いろいろな会が発足する段階で、今言われた、最初5人というお話がある、そうすると、5人スタートの時点で、事務局がどういうアドバイスをしているのかというのを伺いたい。助成金が年20万円出るので、公金を20万円使う団体というのがスタートになると思う。トップの方もいれば、会計を担当する方もいて、組織として最低限、こういう形がスタートですというような話を事務局側はどうアドバイスをしているのか。

事) 活動の仕方については、まず、この条例の仕組みの話をして、条例に沿って取り組みを進めてくださいと説明している。組織なので、活動の計画書や規約などをつくってもらうことが登録の条件になっているため、そういったものを揃えて、市ではいろいろ支援していく。

ですから一人が思い思いでやるのではなく、グループをつくってもらいながら活動の輪を広げていただき、協議会を目指して頑張ってくださいと話をさせていただくが、必要であれば、経済的な支援を受けられます、延長すれば4カ年度の中でそういった組織づくりの準備を進めていきたいと思いますという話をしている。

委) 準備会のできた段階では、必ずしも協議会に発展するかわからない、だから準備会を含めて考えるのか、協議会として、協議会が成立した以降のことを考えるのか、今は協議会としてのスパンと金額をどうしていくか考えたほうがいいと思いますが、いかがですか。

たしか清川町は準備会の段階で終わりましたね。

事) はい、取り組みとしては協議会に成らず、自分たちの取り組みを引き続き進めていくという話になりました。

これは短期的なこととして、中町地区まちづくり協議会の一つの活動の成果として行政側で

受けたときに、要綱の改正で対応できるので今回の提案をさせていただいた。中長期的にはやはり準備会からの流れで、計画をつくった後の体制をどうするのか、組織を継続するためにどうするのかということはもう少し時間をかけて議論していく必要がある。

中長期的な話としては、次回以降の審議会で問題提起をさせていただければと思う。条例を制定したときは、計画策定までを支援していこうと考えたのですが、中町の動きを見ていても、周りになかなか思いが伝わっていないところがあり、計画をつくるよりも、協議会で今やっていることを継続してやっていきたいので、今後も活動費を捻出して継続していこうと考えている。助成金が切れたから活動をやめますという話にはなっていないので、今後どのように支援をしていくかは課題である。

当然、他にもいろいろな支援制度や、市民活動支援センターのような支援機関もあるので、そういうところと連携していく必要はあると思う。

計画をつくった後の組織はまだないので、今は短期的に対応できることを考えていきたい。
委) 柔軟にやるから5年間にしたいというのは、その方がやりやすそうだからと思うが、本質的には長期的に考えると言うのであれば、要は自分たちがやりたいことをやる、自分たちの自主事業みたいなものに対する支援と、計画づくりに対する支援という、2種類の支援が必要だということですか。それは準備会とか協議会の形ではなく、準備会が自分たちのやりたいことをやり続けることもあるだろうし、協議会になっても計画づくりはなかなか踏み込まずに、自分たちでやり続けるかもしれないと、要はその2種類の支援があり、2種類のお金がありますという整理じゃないかと思う。

また、計画をつくることにかなり重きを置いているタイプの条例ですが、市民は、おそらく計画までつくりたくないのではと思われる。まちづくりをやっている人のモチベーションが、みんな、土地利用規制に向いているかというところではなく、でもまちを盛り上げたいから自分たちができることをやるというのがあるので、要はこのやや単線的なプロセスを、少し複線的に変えていくということは、ちょっと時間がかかるとは思うのですが、やられたらいいと思う。例えば、準備会というと準備しているみたいだけれども、もう何か始めている人たちだと思うので、ある種その5人のアクショングループみたいな感じにしておいて、それが計画を策定しなくなったら協議会にステップアップする、協議会という名前を名乗ることができるというふうに、組織もパラレルにいろいろなものが動いているという感じにしたらいいと思う。

それでもったいないと思うのは、例えば清川町が、準備会みたいな形で3年ぐらいつき合っ
て縁が切れてしまったのではないかとと思うが、彼らがずっと自分たちの事業をやっているうちにふっと何かやりたくなることがあると思う。だからその関係を切らない仕組みとか、弱くつながっていても、行政側が見てくれるというのはすごくいいことだと思う。お金の切れ目で、来なくなったという寂しいので、要は準備会でいろいろな人たちがいて、年に1回か2回ぐらい、どうですかみたいな感じで話を聞きに行って、こんなことで困っていると言っ

たら、こういう制度がある、それにはこういう計画を策定してくださいというように話を持ち込んでいけばいいと思うので、関わり方を長く持てる感じの制度もあるといいと考えていた。

委) 今のご意見、私も賛成です。数多くの準備会的な活動が生まれてくるように、市もそれを手助けするようなスタンスを持っていたら、それが必ずしも立派な成果をもたらすとは限りませんが、やはり準備会的な活動、特に若い世代が動いていることは、市自体の活性化にもつながると思うし、そこから何か宝物が出てくるかもしれないという予測を持っているので、そういった意味でのまちづくりのエネルギーを市でもサポートしてもらえるといいと思う。

会) 条例も来年で10年です。少し時代に合わせて変えていくとか、やってみた結果、維持の必要があるとか、いろいろな議論をすると思う。条例自体の見直しも必要だと思うが、今日のところは直接かかわるのは助成金の交付要綱について諮問されているので、もう1回、諮問文に戻ると、地区まちづくり協議会等への支援のあり方について、地区まちづくり協議会の活動の継続を重視し、合意形成の進捗に応じて対応できるものとするため、より柔軟に支援を行えるように見直しをすべきということで意見を求めますと諮問されていますから、見直しをすることについて同意するかしないかというのがあり、それに加えて付帯意見をつけていくという形かと思う。先ほど幾つか準備会なのか協議会なのかという議論はありましたが、当座ここで求められているのは協議会のお話で、議論の中で中長期的には準備会のスパンも見直すべきかもしれないというお話が出ていましたが、それは意見として付け加えるという程度にすればいいと思う。

要綱を改正するときは、案を事務局がつくられるのですか。

事) はい。ただ助成金、補助金に関する要綱については、財政部局との協議が必要になる。

会) どこか途中の段階でこの場に出すことはできますか。

事) 報告します。

会) これになりましたと見せられて、こんなつもりじゃなかったのにとというのが困るので、どこかの段階で、審議員のメンバーは変わりますが、一度審議会で提案してもらったほうがいいと思う。

事) 報告させていただければいいかと思う。少し調整期間を長くとって、今後、市の補助金の見直しの制度の基準を策定し、28年度に見直しをして29年度予算位から反映したいと考えている。この地区まちづくりを支援する助成金については審議会の方々のご意見を踏まえた中で、その辺の効果などを見た中で進めていくということでは支障がないというお話をいただいているので、そういったところで、報告させていただければと思う。

会) はい。じゃあそういうことを含みおきながら、今回の諮問に関しては基本的に強い反対というのはなかったと思うので、皆さん同意するということがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会) それではこの諮問の内容に対して、審議会として同意するということにいたして答申を行いたい。付随してどういう意見が出たかは、議事録あるいは議事録を要約したものをきちっとつけるということで出していきますが、それは私に一任していただき、事務局とやりとりをしていく。

事) 会長と調整させていただく。ありがとうございました。以上をもちまして本日のまちづくり審議会はこれで終了します。

〔午後 7 時59分閉会〕